

	相談の種類	日時	問合先	予約	会場	内容	令和8年度 相談日程																							
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
1	市民相談	月～金曜日 8:30～17:00	市民相談室 ☎(626)1133	—	市民相談室	市民相談員が身のまわりの悩みや心配事の相談に応じます。	毎日(祝日を除く)241日																							
2	消費生活相談	月～金曜日 9:00～16:00	消費生活センター ☎(626)1147	—		消費生活相談員が、商品やサービスの契約、訪問販売のトラブルの相談に応じます。	毎日(祝日を除く)241日																							
3	司法書士相談	毎月第2月曜日 13:00～16:00	市民相談室 ☎(626)1133	要予約		司法書士が、不動産の権利(相続・売買・贈与・担保など)についての相談に応じます。	13	11	8	13	10	14	19	9	14	18	8	8												
4	弁護士相談	毎週水曜日 13:00～15:00 ※ただし第1相談日は 10:00～12:00		要予約		弁護士が、夫婦・親子、相続・土地・家の賃借、金銭貸借など、民事の法律全般についての相談に応じます。	毎週水曜日48日(8月12日を除く)																							
5	弁護士による 多重債務相談	毎月第1・第3金曜日 13:00～15:00	消費生活センター ☎(626)1147	要予約		弁護士が、多重債務(借金)の解決に向けて相談に応じます。	3	17	1	15	5	19	3	17	7	21	4	18	2	16	6	20	4	18	8	15	5	19	5	19
6	交通事故相談	毎月第1水曜日 9:30～15:30	市民相談室 ☎(626)1133	—		交通事故相談員が、交通事故の示談、自賠責保険請求手続きなどに対する相談に応じます。	1	13		3	1	5	2	7	4	2	6	3	3											
7	建築なんでも相談	毎月第2火曜日 13:00～15:30		要予約		建築士が住宅の耐震相談、バリアフリー住宅などについて相談に応じます。	14	12		9	14	18	8	13	10	8	12	9	9											
8	登記・測量相談	毎月第2火曜日 13:00～15:30		要予約		土地家屋調査士が隣地との土地境界に関するトラブルなどについて相談に応じます。	14	12		9	14	18	8	13	10	8	12	9	9											
9	行政相談	毎月第1月曜日 13:00～15:30		—		行政相談委員が、国や県、市などの仕事に対する要望や苦情、意見に応じます。	6	11		1	6	3	7	5	2	7	4	1	1											
10	人権相談	毎月第1木曜日 9:30～12:00		—		人権擁護委員が、人権にかかわる相談(いじめやいやがらせ、家庭、近所のことなど)に応じます。	2	7		4	2	6	3	1	5	3	7	4	4											
11	労働相談	毎月第3木曜日 13:30～16:00		要予約		社会保険労務士が労働(解雇、賃金、退職金、過重労働、労災、ハラスメントなど)について相談に応じます。	16	21		18	16	20	17	15	19	17	21	18	18											
12	空き家の相談	毎月第1木曜日 13:00～16:00	建築住宅課 ☎(626)2163	要予約		宅地建物取引士(宅建士)が、空き家の売買や利活用についての相談に応じます。	—	—		—	6	3	1	5	3	7	4	4												
大井川	人権相談	毎月第2木曜日 13:00～15:30	市民相談室 ☎(626)1133	—	大井川福祉センターほえみ「相談室1」	人権擁護委員が、人権にかかわる相談(いじめやいやがらせ、家庭、近所のことなど)に応じます。	9	14		11	9	13	10	8	12	10	14	18	11											

◆弁護士相談以外の各種相談は、相談日が祝日の場合は、翌週が振替の相談日となります。 弁護士相談は、相談日が祝日の場合は、振替の相談日はありません。